

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
----	-----

道選挙管理委員会告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の制限額.....	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等.....	1

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第174号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出の制限額は、次のとおりである。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

北海道第1区	25,880,100円
北海道第2区	25,446,300円
北海道第3区	25,473,400円
北海道第4区	23,979,100円
北海道第5区	25,697,300円
北海道第6区	28,030,800円
北海道第7区	25,639,100円
北海道第8区	27,616,300円
北海道第9区	27,655,900円
北海道第10区	26,807,400円
北海道第11区	25,662,300円
北海道第12区	26,313,000円

北海道選挙管理委員会告示第175号

平成15年10月27日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の

数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成15年10月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数 92,801

3分の1の数 840,006

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

石狩支庁所管区域	7,806	小 樽 市	41,382
渡島支庁所管区域	47,275	旭 川 市	99,057
檜山支庁所管区域	14,816	室 蘭 市	28,497
後志支庁所管区域	30,644	釧 路 市	51,286
空知支庁所管区域	53,469	帯 広 市	46,320
上川支庁所管区域	36,293	北 見 市	30,040
留萌支庁所管区域	10,058	岩 見 沢 市	22,755
宗谷支庁所管区域	9,641	網 走 市	11,260
網走支庁所管区域	41,172	留 萌 市	7,708
胆振支庁所管区域	19,059	苫 小 牧 市	45,998
日高支庁所管区域	22,738	稚 内 市	11,724
十勝支庁所管区域	50,619	美 唄 市	8,396
釧路支庁所管区域	22,374	江 別 市	32,543
根室支庁所管区域	13,958	紋 別 市	7,565
札幌市中央区	52,698	名 寄 市	7,361
札幌市北区	72,514	根 室 市	8,807
札幌市東区	68,515	千 歳 市	23,662
札幌市白石区	55,386	滝 川 市	12,623
札幌市厚別区	34,515	深 川 市	7,380
札幌市豊平区	57,399	富 良 野 市	6,863
札幌市清田区	28,846	登 別 市	15,017
札幌市南区	41,913	恵 庭 市	17,404
札幌市西区	56,058	伊 達 市	9,935
札幌市手稲区	36,397	北 広 島 市	15,717
函 館 市	78,272	石 狩 市	14,961

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域

50分の1の数 8,583

3分の1の数 138,187

北海道警察旭川方面本部管轄区域

50分の1の数 12,091

3分の1の数 167,419

北海道警察釧路方面本部管轄区域

50分の1の数 11,602

3分の1の数 163,348

北海道警察北見方面本部管轄区域

50分の1の数 5,403

3分の1の数 90,036